

処分説明書

(教示) この処分についての不服申立ては、国家公務員法第90条および人事院規則13-1の規定により、この説明書を受領した日の翌日から起算して60日以内に人事院に対して、することができます。ただし、この期間内であっても処分があった日の翌日から起算して一年を経過した後は、することが出来ません。

1. 処分者

官職 神戸大学長事務取扱 氏名 戸田 義郎

2. 被処分者

所属部課 氏名(ふりがな) まつした のぼる

神戸大学教養部 松下 昇

官職 等級および号俸

文部教官 講師 教育職(一) 3等級5号俸

3. 処分の内容

(処分発令日) (処分効力発生日) (処分説明書交付日)

昭和45年10月16日 昭和45年10月16日 昭和45年10月16日

(根拠法令) 国家公務員法第82条 (処分の種類および程度)

第一号、第二号および第三号 免職

(刑事裁判との関係) (国家公務員法第85条による承認の日)

起訴日 昭和45年5月23日 昭和45年10月14日

処分の理由

上記の者(以下「同人」という)は、次のような行為をした。

- (1) 同人は、「旧大学秩序の維持に役立つ一切の労働(授業、しけん等)を放棄する。」と宣言して、昭和43年度第2課程(夜間課程)一般教育課程後期の同人担当授業科目の成績表を提出せず、同年度一般教育課程(昼間課程)後期の同人担当授業科目の期末試験の実施を拒否した。また、同人は、昭和44年9月1日から開始された昭和44年度一般教育課程前期の同人担当の授業を拒否し、教養部長事務取扱の警告にもかかわらず、同期の授業を行なわなかった。
- (2) 昭和44年11月8日付公文書をもって教養部長事務取扱より同人に昭和43年度一般教育課程後期の同人担当の授業科目の成績表提出および昭和44年度一般教育課程後期の授業担当を要求し、授業放棄が給与法による給与減額の対象となることを通告したのに対して、同人は、昭和43年度一般教育課程後期授業科目についてレポートを採点する意思を表明し、また、昭和44年度一般教育課程後期授業時間割への同人の授業の組入れを申し出たが、同人は、その後、次のような行為をした。すなわち、昭和43年度一般教育課程後期授業科目の成績判定については、試験制度そのものに対する批判と称して、受講者243名全員に0点をつけた。また、昭和44年度一般教育課程後期の授業については、同人の授業放棄に対する給与減額措置が撤回されるまで休講を続けると宣言して開講せず、教養部長事務取扱よりの警告および休講不承認の通告にもかかわらず、同期の授業を行なわなかった。そのため、教養部教授会は同人担当授業の受講生を他の教員の授業にふりわけ受講せしめることを余儀なくされた。
- (3) 同人は、昭和44年2月5日以来、教養部教授会を欠席し、同年10月1日付公文書をもって教養部長事務取扱より出席を勧告された後も、翌45年4月15日までの間に開催された教養部教授会に、同年1月14日を除き、出席しなかった。
- (4) 同人は、昭和44年度本学入学試験第1日目の同年3月3日に、第1試験場(神戸立御影工業高等学校)において本学教授職員に対して入学試験事務の拒否を煽動する文面のはり紙をな

し、学長事務取扱の要請を受けた教養部長事務取扱よりの説得にもかかわらず、同人はそのはり紙を撤去しなかった。入学試験第2日目の翌4日に第8試験場（兵庫県立神戸高等学校）付近において配付された上記はり紙と同旨の同人名のビラも、同人が作成したものであった。

- (5) 本学評議会の議に基づいて、学長事務取扱が、本学学舎等の不法占拠状態を解除するために、昭和44年8月7日および翌8日にわたり、本学各学舎等の不法占拠者に対して退去命令を発し、大学当局の許可なき者の各学舎構内への立入禁止を命令したさい、同人はこれらの命令に従わず、両日にわたって教養部学舎内に残留して退去しなかった。
- (6) 同人は、昭和44年8月8日に不法占拠状態が解除された教養部学舎のB109教室を、同年9月1日より、一部の学生とともに占拠して無断使用し、再三の教養部長事務取扱よりの同教室の使用禁止、明け渡しの通告をも無視して、翌45年2月28日に至るまで不法占拠を続けた。その結果、正規授業のための同教室の使用が妨げられた。
- (7) 同人は、昭和44年度一般教育課程前期授業開始第1日目の昭和44年9月1日に、一部の学生とともに小林正光教授の化学の授業が行なわれるB109教室に入り込み、同教室の教壇を占拠し、小林教授の抗議や教養部長事務取扱等による退去説得にも応ぜず、一たん室外に連出された後、再び室内に入って教壇の占拠を続け、小林教授の授業実施を中止するのやむなきに至らしめた。
- (8) 同人は、昭和44年9月24日に、一部の学生とともに、教養部学舎N401教室の入口付近に坐りこみ、同教室において行なわれる湯本昭八郎講師を担当主任とする生物学実験の授業を中止するのやむなきに至らしめた。
- (9) 同人は昭和44年10月8日および9日に、一部の学生とともに、教養部学舎の正門およびB棟入口に机、椅子等を持出してバリケードを築いて同学舎の一棟を封鎖し、10月9日の教養部の授業の多くを中止するのやむなきに至らしめた。
- (10) 同人は、昭和43年度一般教育課程後期期末試験第1日目の昭和44年11月8日に、一部の学生とともに、吉村毅助教授担当の英語の試験場（教養学部学舎LL教室）へ試験開始前に侵入してこれを占拠し、試験の実施を中止するのやむなきに至らしめた。また、同日、同人は、一部の学生による妨害のために混乱していた荻野目博道教授担当の英語の試験場（教養部学舎C401教室）に立入り、受験生の前で受験拒否をしそうする文書を板書した。
- (11) 同人は、昭和44年12月3日に、同人の処分を審議する教授会の公開を要求して、一部の学生とともに会議中の教養部教授会の会場に入りこみ、同教授会を中止するのやむなきに至らしめた。また、昭和45年4月8日にも同人は、一部の学生とともに、教養部教授会開催予定時刻の約1時間前から会場への通路に坐りこんで教授会開催を困難ならしめ、教養部長事務取扱の退去命令にも応じなかった。
- (12) 同人は、昭和44年8月8日の本学学舎の学生等による不法占拠状態解除後、しばしば、教養部学舎内廊下の壁扉等にマジック・インクで落書きをしたが、同年11月8日に教養部学舎LL教室を占拠したさいには、同教室内の壁にマジック・インクで落書きをし、また、同年12月下旬から翌45年1月上旬にかけては、教養部学舎の多数の教室の黒板の全面に白ペンキで落書きを大書し、授業に支障を与えた。同年3月に教養部当局により汚損箇所が修復された後も、同人は落書きを止めなかった。

上記のごとく、同人は、本学教養部教員としての重要な職務を放棄し、本学および本学教養部の管理機関の決定ないし執行機関の命令に違背し、本学教養部の教育機関としての機能の遂行を妨げ、国有財産を損傷した。これらの行為は、国家公務員法第98条第1項および第101条第1項の規定に違反するものである。よって、国家公務員法第82条第1号、第2号および第3号の規定により、同人を懲戒処分として免職する。